

一般社団法人日本脳神経外科学会  
職員退職金規則

令和6年8月16日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という。）就業規則第35条に規定する職員の退職金については、この規則の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、職員が1年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) 疾病のため辞職した場合
- (2) 在職中死亡した場合
- (3) この法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合
- (4) 自己の都合により円満退職した場合
- (5) 定年

2 就業規則第34条に基づく懲戒解雇の処分により解雇された者には、退職金を支給しない。

(退職金の算出)

第3条 退職金は、退職時における本俸に、勤続期間に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎とする勤続期間は、この法人の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

(退職金の増額)

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合、理事長は、その退職金を増額することができる。

(退職金の減額)

第6条 在職期間中、勤務成績不良の者については、理事長は、所定の退職金をその3割を超えない範囲において減額することができる。

(細則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は令和6年8月16日に制定され、同日より施行される。
- 2 この規則の制定及び施行に伴い、職員退職給与規則（平成15年10月1日制定）は廃止する。

### 第3条関係

#### 退職金算出基準率表

勤続期間	算出基準率		勤続年数	算出基準率	
	A	B		A	B
1	1.0	0.7	21	15.25	10.68
2	2.0	1.4	22	15.50	10.85
3	3.0	2.1	23	15.75	11.03
4	4.0	2.8	24	16.00	11.20
5	5.0	3.5	25	16.25	11.38
6	6.0	4.2	26	16.50	11.55
7	7.0	4.9	27	16.75	11.73
8	8.0	5.6	28	17.00	11.90
9	9.0	6.3	29	17.25	12.08
10	10.0	7.0	30	17.50	12.25
11	10.5	7.35	31	17.75	12.43
12	11.0	7.70	32	18.00	12.60
13	11.5	8.05	33	18.25	12.78
14	12.0	8.40	34	18.50	12.95
15	12.5	7.75	35	18.75	13.13
16	13.0	9.10	36	19.00	13.30
17	13.5	9.45	37	19.25	13.48
18	14.0	9.80	38	19.50	13.65
19	14.5	10.15	39	19.75	13.83
20	15.0	10.50	40以上	20.00	14.00

#### 算出基準率 A 適用者の退職事由

1. 定年
2. 死亡
3. 業務上の事由による傷病による退職
4. この法人の解散、その他業務上の都合により解雇された場合

#### 算出基準率 B 適用者の退職事由

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病による退職

#### 勤続期間の計算

勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。  
ただし、その端数が6月以上の場合は、これを1年とする。